

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 81)

欠損金の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書

1 使用目的

「欠損金の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書」(法 1343-1、法 1343-2) は、欠損金の繰戻しによる還付請求書が期限後の請求、白色申告法人による請求等適法なものでない場合及び還付請求があった法人税の全額、又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「……（の一部）……」のかつこ書きの箇所については、還付請求があった法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。
理 由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「欠損事業年度の連結欠損金額×××円が×××円に更正されたことによる。」とか、「……欠損事業年度の欠損金額×××円が所得金額×××円に更正されたことによる。」、「還付請求書がその提出期限（×月×日）までに提出されなかったことによる。」等のように記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	「税務署長の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の国税局長」の表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。

3 送付に当たったの留意事項

この通知書は、書留郵便により送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 75)

欠損金の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書

1 使用目的

「欠損金の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書」(法 1343-1、法 1343-2) は、欠損金の繰戻しによる還付請求書が期限後の請求、白色申告法人による請求等適法なものでない場合及び還付請求があった法人税の全額、又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「……（の一部）……」のかつこ書きの箇所については、還付請求があった法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。
理 由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「欠損事業年度の連結欠損金額×××円が×××円に更正されたことによる。」とか、「……欠損事業年度の欠損金額×××円が所得金額×××円に更正されたことによる。」、「還付請求書がその提出期限（×月×日）までに提出されたことによる。」等のように記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	「税務署長の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の国税局長」の表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。

3 送付に当たったの留意事項

この通知書は、書留郵便により送付する。